

NPO法人 Plus One Happiness会員規程

(目的)

第1条 この規程は、この法人の会員がこの法人の運営および諸事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にするために設ける。

(種別)

第2条 この法人の会員は、定款第6条第1項に定める4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の運営・活動に積極的に参加するために入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人および団体
- (3) 協力会員 この法人の活動に協力またはサービスを利用する個人および団体
- (4) 特別会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を行う上で協力が特に必要と理事会が推薦した個人

(入会)

第3条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 2種以上の会員種別への重複入会は可能とする。

(入会金及び会費)

第4条 定款第8条による入会金および会費は次の通りとする。

- (1) 正会員 入会金：10,000円 年会費：0円
- (2) 賛助会員
 - (ア) 個人 入会金：0円 年会費：1口3,000円
 - (イ) 法人・団体 入会金：0円 年会費：1口50,000円
- (3) 協力会員
 - (ア) 個人 入会金：0円 年会費：1口1,000円
 - (イ) 法人・団体 入会金：100,000円 年会費：1口100,000円
- (4) 特別会員 入会金：0円 年会費：0円

(会費の納入)

第5条 会員は、毎年当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。ただし、年度中途に新たに入会した会員は、当該年度会費を入会の際に納入するものとする。

(会員の特典)

第6条 会員種別による特典の有無は次のとおりとする。

- (1) 協力会員は特典ありとする。
- (2) 正会員、賛助会員及び特別会員は特典なしとする。

2 特典の内容については、別に理事会で決定する。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第8条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(規程の変更)

第11条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

(附則)

1 この規程は、この法人の成立の日から実施する。

(附則)

1 この規程は、令和4年12月18日から実施する。